

平成24年 7月 2日

各 位

会社名 メルクス株式会社

代表者名 代表取締役社長 榎田 了
(フェニックス銘柄 コード番号7934)平成24年3月期 連結財務諸表及び財務諸表に対する
監査意見不表明に関するお知らせ

平成24年3月期有価証券報告書につきまして、新日本有限責任監査法人より金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景及び概要

当社は、平成24年6月11日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立を行っております。その後、平成24年6月14日に同裁判所から民事再生手続開始決定がなされておりますが、現時点では再生計画は未確定であるため、当社の監査法人に対して提示されておられません。このため、継続企業を前提として作成されている連結財務諸表及び財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったとして、監査意見不表明となったものであります。

2. 監査報告書の内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

連結財務諸表

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメルクス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。平成24年6月14日に同裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現時点では再生計画案は未確定であり、当監査法人に提示されていない。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

個別財務諸表

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメルクス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第161期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。平成24年6月14日に同裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現時点では再生計画案は未確定であり、当監査法人に提示されていない。このため、継続企業を前提として作成されている上記の財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明

当監査法人は、上記の財務諸表が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、財務諸表に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 今後の展開

このたびの民事再生手続開始の申立てによりまして、関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けするに成り誠に申し訳なく、心から深くお詫び申し上げます。

民事再生手続開始決定により、当社は裁判所及び監督委員の監督の下、民事再生手続に従って事業内容の抜本的な見直しを行い、生産性の向上、営業利益体質の強化等、収益規模に見合った形へと事業の再生を図ってまいります。

なお、平成24年7月11日の売買取引を最終として、フェニックス銘柄の指定は取り消される予定となっております。

以 上